

厚生労働省神奈川労働局発表
平成28年9月29日

担 当	神奈川労働局雇用環境・均等部
	指導課長 太田 真人
	指導第二係長 奥町由美子
	企画課長 長久保 茂
	企画調整第二係長 荒井 麻希
電 話 045-211-7380	

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の 神奈川労働局の取組について

厚生労働省では、平成28年9月1日から12月31日まで「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打った取組を実施しています。「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」は、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の全面施行に伴い、事業主に対して、ハラスメント防止措置やその必要性、改正法令の内容について理解を深めてもらうことを目的として実施するものです。

神奈川労働局では以下の取組を実施します。

1. 改正育児・介護休業法等説明会を開催

日時：平成28年10月17日（月） 13:30～16:00 ※定員に達しました！
場所：関内ホール 1階 大ホール （横浜市中区住吉町4-42-1）

<追加開催>

日時：平成28年11月7日（月）・8日（火）
午前の部 10:00～11:45 午後の部 14:00～15:45
場所：横浜第2合同庁舎 共用第1会議室 （横浜市中区北仲通5-57）

→ 詳しくは<資料2>

2. ハラスメント対応特別相談窓口の開設

（平成28年9月1日～12月28日）

神奈川労働局における平成27年度のマタハラ相談件数は前年度比17%増（平成28年6月公表済）となっており、全国的にもマタハラ相談件数は増加傾向にあります。

→ 詳しくは<資料3>

3. 紛争自主解決支援セミナーを開催

パワハラ、セクハラ、マタハラ等職場のいじめ・嫌がらせに関するトラブルが増加しています。ハラスメントに係るトラブルへの対処方法等について具体的事例を用いて解説します。

→ 詳しくは<資料5>

※ 今回の法改正のポイントについては、<資料1>をご覧ください。

- 添付資料
- <資料 1> 育児・介護休業法が改正されます！
 - <資料 2> 説明会のご案内（追加開催分）
 - <資料 3> ハラスメント対応特別相談窓口
 - <資料 4> 神奈川労働局におけるマタハラ相談件数の推移
 - <資料 5> 平成 28 年度紛争自主解決支援セミナー

育児・介護休業法が改正されます!

—平成29年1月1日施行—

改正のポイント

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正を行いました。

(1) 介護休業の分割取得

現行

介護休業について、
介護を必要とする家族(対象家族)
1人につき、通算93日まで
原則1回に限り取得可能



改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、
3回を上限として、介護休業を分割
して取得可能

介護休業とは・・・

労働者(日々雇用される方を除く)が、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲は、配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、また、同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫です。(※今後見直しの予定です。)

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休暇について1日単位での取得



改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

介護休暇とは・・・

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで、介護その他の世話をを行うための休暇の取得が可能です。

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

改正内容

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)とは…

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならないとされています。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

(4) 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

現行

なし

改正内容

介護のための所定外労働の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度を新設しました。

介護休業給付金 が引き上げられます!!

(休業開始前賃金の給付割合)

40%

(介護休業開始が平成28年7月以前の場合)

67%

(介護休業開始が平成28年8月以降の場合)



介護休業給付金に関するお問い合わせは、お近くのハローワークへ。

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

現行

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

改正内容

以下の要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

雇用契約があるかないか、わからない人でも大丈夫です。



また、介護休業の取得要件については、①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること、②介護休業を取得する日から9か月経過する日⁽¹⁾までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととなります。

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得

改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

子の看護休暇とは・・・

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行

育児休業など※が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

改正内容

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

※育児休業の他に、子の看護休暇、所定外労働の制限(残業の免除)、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置も含まれます。

(1) 9か月経過する日とは、(介護休業を取得する日から93日経過する日)+(93日経過する日から6か月経過する日)のこと。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正

(8)いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行

・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

改正内容

- 左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用。
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法の施行日

改正法の施行日は、平成29年1月1日です。

事業主に義務付けられる各制度の詳細な内容については、決まり次第、厚生労働省のホームページなどでお知らせします。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の内容等、詳しくは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6028
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4763
●秋田	018-800-0770	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-2777	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-223-0560	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-972-0252	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-211-2307	●三重	059-261-2978	●徳島	088-652-2718		

神奈川県労働局主催

全国マタハラ未然防止対策キャラバン

改正育児・介護休業法等説明会 を開催します

平成29年1月1日、改正育児・介護休業法と改正男女雇用機会均等法が施行されます。



主な改正点

- ・介護休業の分割取得が可能
 - ・介護のための所定外労働の免除の新設
 - ・介護休暇・子の看護休暇の半日単位の取得が可能
 - ・有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件を緩和
 - ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為を防止するための措置を義務付け
- など

これら多数の改正点について、就業規則や労使協定の見直しが必要です。
説明会では、改正内容の解説に加え、今後必要な対応について説明します。

【日時】 平成28年11月7日(月) 11月8日(火)
午前の部 10:00~11:45 午後の部 14:00~15:45

【場所】 横浜第2合同庁舎 1F (共用第1会議室)
横浜市中区北仲通5-57

【内容】

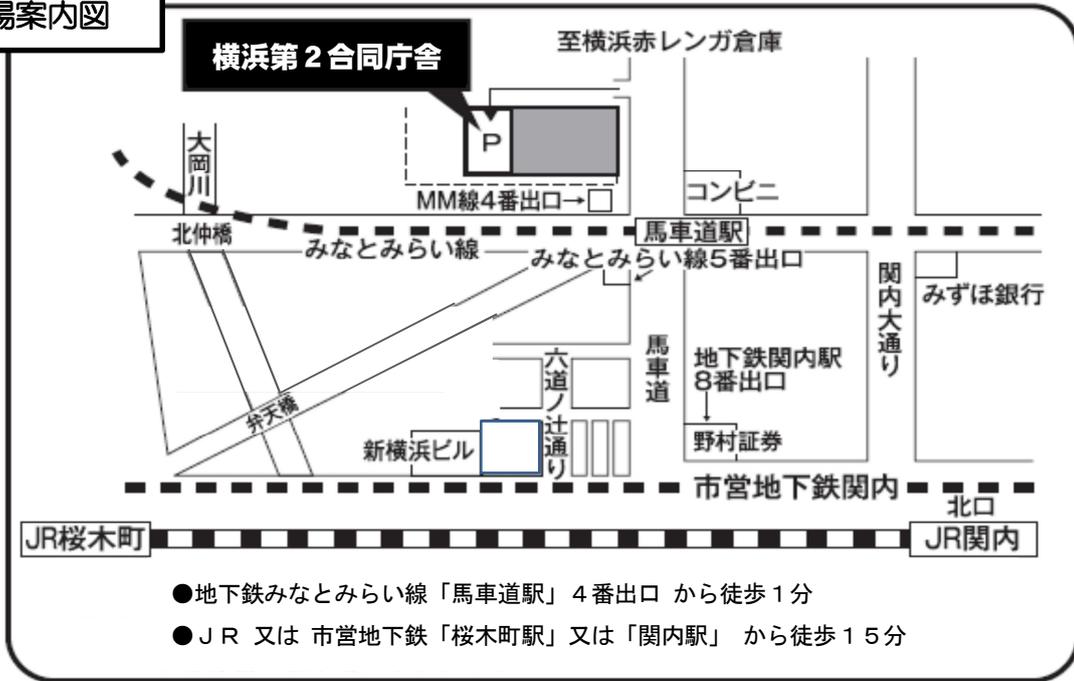
- ・改正内容について
- ・改正内容を踏まえた規定整備
- ・妊娠等に関するハラスメント防止対策

【問合せ先】

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課 ☎045-211-7380

➡ 参加申込みは、裏面の「参加申込書」によりお願いします。

会場案内図



参加申込みについて

参加申込書に御記入の上、FAXにより神奈川労働局雇用環境・均等部指導課へお申し込みください。

FAX 045-211-7381

申込期限：平成28年10月31日（月）

※定員（100名）になり次第締切となります。定員に達した後にお申込みいただいた方には、当局より電話連絡を差し上げます。連絡のなかった方はそのまま御参加いただけます。なお、定員に達した場合は神奈川県内の事業主等の御参加を優先しますので、御了承願います。

改正育児・介護休業法等説明会 参加申込書

参加希望回	①11/7（月） 午前 午後	②11/8（火） 午前 午後
事業所名		
所在地	〒	
電話・FAX	電話 FAX	
役職・氏名 （2名まで）		
質問事項	※当日の説明内容について、御質問がありましたら御記入ください。	

※当日は、本申込書を御持参ください。

～御記入いただいた個人情報は、本説明会に係る連絡のみに使用し、厳密に管理します～

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

期間：平成28年9月1日（木）～平成28年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられます。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止^{*}されています。**

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

神奈川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

時 間 8時30分～17時15分（閉庁時間）

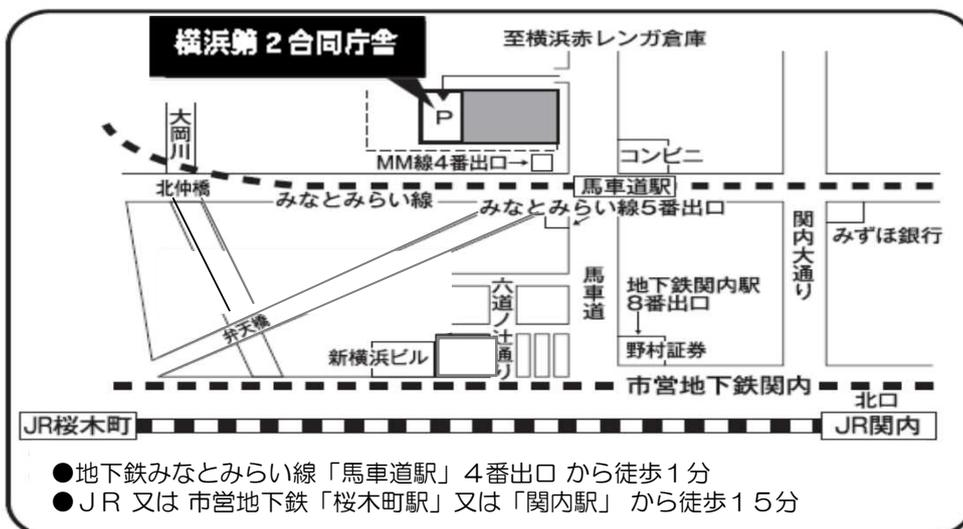
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めのお時間の方がゆっくりご相談に応じられます。

なお、ご来庁の場合は相談スペースが埋まっているとお待ちいただく可能性もありますので、できる限り事前にお電話の上ご来庁ください。

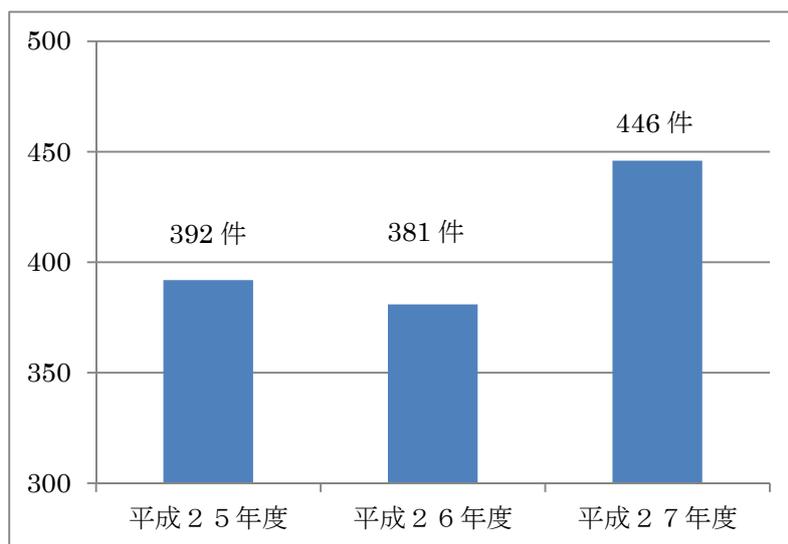
電話番号 045-211-7380

住 所 〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階（本庁舎）



神奈川県労働局におけるマタハラ相談件数の推移



※マタハラ相談件数には、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」及び「育児休業等に係る不利益取扱い」に関する相談件数を計上。

紛争自主解決支援セミナー

職場の

ハラスメント

パワハラ セクハラ 24時間

参加費
無料

発生原因や対処方法を分かり易く解説します。

日時 平成28年 **11** 月 **4** 日 (金) 14:00 ~
(受付開始 13:30 ~)

場所 横浜情報文化センター6階 **情文ホール** 定員 200名
(みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口：情文センター口 直結)

講演 「ハラスメントのない職場を目指して」

講師 **君嶋護男** 氏
前(財)女性労働協会専務理事、元愛知労働局長



主催：神奈川県労働局 神奈川県

申込方法：申込書をFAXしてください。

セミナー参加申込書



会社等の名称

連絡先電話番号 () 参加者 名

お問い合わせ

☎ 045-211-7358

〔総合労働相談コーナー
担当：小山・二瓶〕

御記入の上 FAX：**045-212-4312** [神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課 宛]
～～～セミナー当日にFAXした申込用紙を受付に提出してください～～～